

習志野市地域防災計画(風水害等編) 新旧対照表

該当ページ	現行	修正後(案)	修正理由
風-1-3	(3)気候 習志野市の気候は概ね温暖で、海洋性気候に属している。 年平均気温が16.7℃(平成 <u>27</u> 年～令和 <u>2</u> 年:習志野市統計書令和 <u>3</u> 年版)、年間平均降水量は <u>1,054.3</u> mm(平成 <u>27</u> 年～令和 <u>2</u> 年:習志野市統計書令和 <u>3</u> 年版)、風向は冬に北西の風、夏に南西の風が卓越している(習志野市消防年報令和3年版)。	(3)気候 習志野市の気候は概ね温暖で、海洋性気候に属している。 年平均気温が16.7℃(平成 <u>29</u> 年～令和 <u>3</u> 年:習志野市統計書令和 <u>4</u> 年版)、年間平均降水量は <u>909.5</u> mm(平成 <u>29</u> 年～令和 <u>3</u> 年:習志野市統計書令和 <u>4</u> 年版)、風向は冬に北西の風、夏に南西の風が卓越している(習志野市消防年報令和3年版)。 ※令和3年度の合計降水量は機械故障により6～8月は欠測。	習志野市統計書令和4年版の数値を反映
風-1-5	習志野市内には、土砂災害警戒区域が <u>36</u> か所(うち土砂災害特別警戒区域 <u>34</u> か所)指定されている。(令和 <u>2</u> 年 <u>3</u> 月 <u>24</u> 日最終指定)	習志野市内には、土砂災害警戒区域が <u>64</u> か所(うち土砂災害特別警戒区域 <u>50</u> か所)指定されている。(令和 <u>6</u> 年 <u>月</u> <u>日</u> 最終指定)	土砂災害警戒区域等の追加
風-2-5	(1)自主防災組織の設立促進 災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として市民自らが初期消火、安否確認、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要である。 特に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助としての防災活動の中心を担うのが自主防災組織である。本市における自主防災組織の設置数は、 <u>225</u> 組織(令和 <u>4</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在)であり、未だ、地域により設置率には差がある。引き続き、まちづくり出前講座や広報などにより普及啓発し、さらなる組織設立を促進する。	(1)自主防災組織の設立促進 災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として市民自らが初期消火、安否確認、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要である。 特に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助としての防災活動の中心を担うのが自主防災組織である。本市における自主防災組織の設置数は、 <u>228</u> 組織(令和 <u>6</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日現在)であり、未だ、地域により設置率には差がある。引き続き、まちづくり出前講座や広報などにより普及啓発し、さらなる組織設立を促進する。	自主防災組織の新設による数値更新
風-2-7	(1)総合防災訓練 防災関係機関、千葉県等と連携して、市民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。 なお、実施時期については、 防災の日(毎年9月1日)を中心とした適切な時期 に実施する。	(1)総合防災訓練 防災関係機関、千葉県等と連携して、市民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。 なお、実施時期については、適切な時期に実施する。	文言整理
風-2-9	このため、市及び関係機関は、あらゆる広報媒体や、専門家の知見を活用し、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への広報に配慮し、 わかりやすく それぞれの立場に合った広報資料の作成に努める。	このため、市及び関係機関は、あらゆる広報媒体や、専門家の知見を活用し、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への広報に配慮し、 わかりやすく それぞれの立場に合った広報資料の作成に努める。	文言整理

風-2-12	<p>(2)地盤沈下の防止</p> <p>「習志野市防災地区の指定に関する条例」(昭和48年条例第37号)に基づき、がけ崩れ及び地盤沈下等により建築物の倒壊又は浸水のおそれのある地域を防災地区に指定し、必要な指導を行う。</p> <p>現在、指定がされているのは次の地区である。</p> <p>また、地盤沈下の防止は、沈下の原因である地下水汲み上げに対する規制について法令等(「工業用水法(昭和31年法律第146号)」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)」及び「千葉県環境保全条例」)に基づき適切な指導を行っていく。</p>	<p>(2)地盤沈下の防止</p> <p>「習志野市防災地区の指定に関する条例(昭和48年条例第37号)」に基づき、がけ崩れ及び地盤沈下等により建築物の倒壊又は浸水のおそれのある地域を防災地区に指定し、必要な指導を行う。</p> <p>現在、指定がされているのは次の地区である。</p> <p>また、地盤沈下の防止は、沈下の原因である地下水汲み上げに対する規制について法令等(「工業用水法(昭和31年法律第146号)」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)」及び「千葉県環境保全条例(平成7年条例第3号)」)に基づき適切な指導を行っていく。</p>	文言整理																
風-2-16	<p>【対策の項目・担当】</p> <table border="1" data-bbox="224 598 1052 821"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当(○主務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 海岸の高潮対策</td> <td>○政策経営部、総務部、都市環境部、消防本部、消防団</td> </tr> <tr> <td>2. 河川の高潮対策</td> <td>○総務部、政策経営部、都市環境部、消防本部、消防団</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当(○主務)	1. 海岸の高潮対策	○政策経営部、総務部、都市環境部、消防本部、消防団	2. 河川の高潮対策	○総務部、政策経営部、都市環境部、消防本部、消防団	略		<p>【対策の項目・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1088 598 1917 821"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当(○主務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 海岸の高潮対策</td> <td>○都市環境部、総務部、消防本部、消防団</td> </tr> <tr> <td>2. 河川の高潮対策</td> <td>○総務部、都市環境部、消防本部、消防団</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当(○主務)	1. 海岸の高潮対策	○都市環境部、総務部、消防本部、消防団	2. 河川の高潮対策	○総務部、都市環境部、消防本部、消防団	略		政策経営部からの意見を反映
項目	担当(○主務)																		
1. 海岸の高潮対策	○政策経営部、総務部、都市環境部、消防本部、消防団																		
2. 河川の高潮対策	○総務部、政策経営部、都市環境部、消防本部、消防団																		
略																			
項目	担当(○主務)																		
1. 海岸の高潮対策	○都市環境部、総務部、消防本部、消防団																		
2. 河川の高潮対策	○総務部、都市環境部、消防本部、消防団																		
略																			
風-2-22	<p>■立入検査の主眼点</p> <p>3) <u>こんろ</u>・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。</p> <p>(1) 建築物等の防災</p> <p>1) 一般住宅等</p> <p>火災に関する一般的な知識の広報活動や住宅防火診断の実施などにより、防災性に<u>すぐれた</u>住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。</p> <p>特に、自主防災組織、町会・自治会、連合町会等を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法に関する指導を行い、出火防止の普及啓発を行う。</p>	<p>■立入検査の主眼点</p> <p>3) <u>コンロ</u>・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。</p> <p>(1) 建築物等の防災</p> <p>1) 一般住宅等</p> <p>火災に関する一般的な知識の広報活動や住宅防火診断の実施などにより、防災性に<u>優れた</u>住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。</p> <p>特に、自主防災組織、町会・自治会、連合町会等を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法に関する指導を行い、出火防止の普及啓発を行う。</p>	文言整理																

風-2-29	<p>(5) 新たな通信手段の整備 災害発生時に避難所との連絡手段を確保するため、既に設置してあるIP電話とあわせて、災害発生時に有効性のある通信手段を多層的に整備する。</p>	<p>(5) 新たな通信手段の整備 災害発生時に避難所との連絡手段を確保するため、既に設置してあるIP電話とあわせて、災害発生時に有効性のある通信手段を多層的に整備する。 また、避難所等の災害拠点において公衆無線LANの整備を検討する。</p>	総務部からの意見を反映																								
風-2-30	<p>(1) 多様な情報ツールの活用 災害発生時における市民への情報伝達及び情報発信の手段として、携帯電話用メールサービス「緊急情報サービスならしの(住民用)」への登録を促進する。また、市ホームページ、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Yahoo!防災速報、<u>ツイッター</u>、LINE、各種ソーシャルネットワーキングサービス、その他多様な情報ツール・通信手段の活用を図る。</p>	<p>(1) 多様な情報ツールの活用 災害発生時における市民への情報伝達及び情報発信の手段として、携帯電話用メールサービス「緊急情報サービスならしの(住民用)」への登録を促進する。また、市ホームページ、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Yahoo!防災速報、<u>X</u>、LINE、各種ソーシャルネットワーキングサービス、その他多様な情報ツール・通信手段の活用を図る。</p>	文言整理																								
風-2-43	<p>【災害応急対策計画の役割分担】</p> <table border="1" data-bbox="224 643 1055 799"> <thead> <tr> <th>節項目</th> <th>頁</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節～第20節</td> <td>略</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第21節</td> <td>ライフライン施設の応急復旧</td> <td>風-3-94</td> </tr> <tr> <td>第22節</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	節項目	頁	略	第1節～第20節	略		第21節	ライフライン施設の応急復旧	風-3-94	第22節	略		<p>【災害応急対策計画の役割分担】</p> <table border="1" data-bbox="1086 643 1917 799"> <thead> <tr> <th>節項目</th> <th>頁</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節～第20節</td> <td>略</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第21節</td> <td>ライフライン施設の応急復旧</td> <td>風-3-95</td> </tr> <tr> <td>第22節</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	節項目	頁	略	第1節～第20節	略		第21節	ライフライン施設の応急復旧	風-3-95	第22節	略		企業局からの意見を反映
節項目	頁	略																									
第1節～第20節	略																										
第21節	ライフライン施設の応急復旧		風-3-94																								
第22節	略																										
節項目	頁	略																									
第1節～第20節	略																										
第21節	ライフライン施設の応急復旧		風-3-95																								
第22節	略																										
風-3-3	<p>※² 土砂災害の避難所配備職員とは、<u>習志野高校・実籾小学校・実籾高校・第二中学校・大久保東小学校・屋敷小学校・第六中学校・藤崎小学校・第五中学校・鷺沼小学校・津田沼小学校・向山小学校</u>の12か所の避難所に指定されている配備職員のうち危機管理監が必要と認めた職員をいう。</p>	<p>※² 土砂災害の避難所配備職員とは、<u>津田沼小学校・鷺沼小学校・実籾小学校・大久保東小学校・屋敷小学校・藤崎小学校・向山小学校・第二中学校・第五中学校・第六中学校・習志野高校・実籾高校</u>の12か所の避難所に指定されている配備職員のうち危機管理監が必要と認めた職員をいう。</p>	文言整理(順序変更)																								
風-3-5	<p>■災害対策本部設置の報告 防災行政無線(防災ラジオ・戸別受信機)、緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、ホームページ、Yahoo!防災速報、<u>ツイッター</u>、LINE、広報車</p>	<p>■災害対策本部設置の報告 防災行政無線(防災ラジオ・戸別受信機)、緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、ホームページ、Yahoo!防災速報、<u>X</u>、LINE、広報車</p>	文言整理																								
風-3-15	<p>(1) 体制 1) あらかじめ各部局から指定された4名の「地区対策支部職員(市職員)」が、災害対策本部に参集し、災害対策本部からの指示を受け、必要な資機材等を受け取ってから各小学校に向かう。 2) 地区対策支部の運営主体は、地区対策支部職員であり、4名の中から運営の責任者を1名定める。</p>	<p>(1) 体制 1) あらかじめ各部局から指定された 3名の「地区対策支部職員(市職員)」が、災害対策本部に参集し、災害対策本部からの指示を受け、必要な資機材等を受け取ってから各小学校に向かう。 2) 地区対策支部の運営主体は、地区対策支部職員であり、3名の中から運営の責任者を1名定める。</p>	地区対策支部職員及び避難所配備職員の配備人数の変更																								

風-3-16	<p>災害の規模や被害状況等により避難所の開設が必要な場合は、災害対策本部の指示に基づき、必要に応じた場所に避難所を開設する。また、地区対策支部と同様に、開設等に当たるための避難所配備職員(市職員)<u>3</u>名を各避難所に派遣し、施設管理者や自主防災組織等と連携して、避難者の受入れを行う。</p> <p>(1)体制 1)あらかじめ各部局から指定された<u>3</u>名の避難所配備職員(市職員)が、各所属の勤務場所に参加し、災害対策本部からの指示に基づき、各避難所に向かう。 2)略 3)派遣される避難所配備職員<u>3</u>名の中から責任者を1名定める。</p>	<p>災害の規模や被害状況等により避難所の開設が必要な場合は、災害対策本部の指示に基づき、必要に応じた場所に避難所を開設する。また、地区対策支部と同様に、開設等に当たるための避難所配備職員(市職員)<u>4</u>名を各避難所に派遣し、施設管理者や自主防災組織等と連携して、避難者の受入れを行う。</p> <p>(1)体制 1)あらかじめ各部局から指定された <u>4</u> 名の避難所配備職員(市職員)が、各所属の勤務場所に参加し、災害対策本部からの指示に基づき、各避難所に向かう。 2)略 3)派遣される避難所配備職員 <u>4</u> 名の中から責任者を1名定める。</p>	地区対策支部職員及び避難所配備職員の配備人数の変更
風-3-20	<p>災害発生時の通信手段は、途絶や輻輳(ふくそう)等により使用できない可能性もあることから、多層的に手段を確保し、通信に当たる。</p> <p>(1)普通電話 1)略 2)災害時優先電話及びIP電話 回線の輻輳(ふくそう)により通信が規制される場合には、災害時優先登録を受けた電話及びIP電話を有効活用し、通信を確保する。</p>	<p>災害発生時の通信手段は、途絶や輻輳等により使用できない可能性もあることから、多層的に手段を確保し、通信に当たる。</p> <p>(1)普通電話 1)略 2)災害時優先電話及びIP電話 回線の輻輳により通信が規制される場合には、災害時優先登録を受けた電話及びIP電話を有効活用し、通信を確保する。</p>	文言整理
風-3-21	<p>(5)携帯電話用メールサービス 平時より運用している<u>携帯電話用</u>メールサービス「緊急情報サービスならしの(住民用)」を活用し、市民等への情報伝達を行う。</p> <p>(6)全国瞬時警報システム(J-ALERT) 対処に時間がない事態が発生した場合に、市防災行政無線を自動起動させ、人工衛星を用いて国から送信される情報を瞬時に市民に伝達する。また、メール連動システムを活用し、<u>携帯電話用</u>メールサービス「緊急情報サービスならしの(住民用)」を経由して自動的に市民等へ伝達する。</p>	<p>(5)メールサービス 平時より運用しているメールサービス「緊急情報サービスならしの(住民用)」を活用し、市民等への情報伝達を行う。</p> <p>(6)全国瞬時警報システム(J-ALERT) 対処に時間がない事態が発生した場合に、市防災行政無線を自動起動させ、人工衛星を用いて国から送信される情報を瞬時に市民に伝達する。また、メール連動システムを活用し、メールサービス「緊急情報サービスならしの(住民用)」を経由して自動的に市民等へ伝達する。</p>	文言整理
風-3-23	<p>■情報連絡系統図 千葉県<u>危機管理課</u></p>	<p>■情報連絡系統図 千葉県<u>防災対策課</u></p>	消防本部からの意見を反映
風-3-24	<p>■土砂災害警戒情報の伝達系統 県<u>危機管理課</u></p>	<p>■土砂災害警戒情報の伝達系統 県<u>防災対策課</u></p>	消防本部からの意見を反映

風-3-25	<p>火災・災害等が発生した場合、「火災・災害等即報要領(昭和59年消防第267号・<u>令和3年5月20日改正</u>)」及び「災害報告取扱要領(昭和45年消防第246号・<u>平成31年4月25日改正</u>)」に基づき、覚知後30分以内にその第1報を千葉県に報告する。直接即報基準に該当する場合は、千葉県に加えて総務省消防庁にも報告する。</p> <p>さらに、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに国(消防庁)及び千葉県に報告する。</p>	<p>火災・災害等が発生した場合、「火災・災害等即報要領(昭和 59 年消防第 267 号)」及び「災害報告取扱要領(昭和 45 年消防第 246 号)」に基づき、覚知後 30 分以内にその第 1 報を千葉県に報告する。直接即報基準に該当する場合は、千葉県に加えて総務省消防庁にも報告する。</p> <p>さらに、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに国(消防庁)及び千葉県に報告する。</p>	文言整理
風-3-29	<p>3 社会福祉施設等における防災対策 (1)～(4) 略 追加</p>	<p>3 社会福祉施設等における防災対策 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5)浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設等</u> <u>水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、浸水想定区域又は土砂災害(特別)警戒区域に位置する、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)等の管理者等は、災害に対して適切な避難行動が行えるよう、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・報告が義務付けられている。</u></p> <p>■対象施設 <u>①土砂災害警戒区域内に建物が存在すること</u> <u>②浸水想定区域内に建物が存在し、想定浸水深0.5m以上かつ24時間利用者がある(夜間にも利用者がある)有床施設であること</u></p> <p><u>対象施設一覧は資料編〇〇ページ参照</u></p>	水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき追加
風-3-30	<p>(6)その他の手段による広報 市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Yahoo!防災速報、<u>ツイッター</u>、LINE、各種ソーシャルネットワーキングサービスなどを使った広報を行う。なお、広報手段の選択については、インターネット環境がない市民についても配慮するとともに、多岐にわたる広報手段を活用する。</p>	<p>(6)その他の手段による広報 市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、緊急速報メール、ケーブルテレビ、Yahoo!防災速報、<u>X</u>、LINE、各種ソーシャルネットワーキングサービスなどを使った広報を行う。なお、広報手段の選択については、インターネット環境がない市民についても配慮するとともに、多岐にわたる広報手段を活用する。</p>	文言整理
風-3-35	<p>(1)風水害活動要領 消防署、消防団及び消防協力隊が緊密に連携し、市民の生命、身体の安全を確保することを最優先に、「習志野市消防計画・<u>習志野市消防本部水害警防規程</u>」に基づき活動する。 なお、消防活動の実施に当たっては、活動に当たる消防職員、消防団員、消防協力隊員の安全を確保するよう配慮する。</p>	<p>(1)風水害活動要領 消防署、消防団及び消防協力隊が緊密に連携し、市民の生命、身体の安全を確保することを最優先に、「習志野市消防計画・<u>習志野市消防本部風水害警防規程</u>」に基づき活動する。 なお、消防活動の実施に当たっては、活動に当たる消防職員、消防団員、消防協力隊員の安全を確保するよう配慮する。</p>	文言整理

<p>風-3-36</p>	<p>7) 水利選定 消火栓の断水又は極度の水圧低下により消火活動に支障がある場合は、公設・私設を問わずに、防火水槽・プール・工業用水・池及び河川等を利用し、状況に応じて遠距離中継送水を実施する。</p>	<p>7) 水利選定 <u>浸水や倒木などの道路状況等を考慮し、消防車両が部署可能となる有効的な水利を選定して消火活動を行う。</u> <u>また、</u>消火栓の断水又は極度の水圧低下により消火活動に支障がある場合は、公設・私設を問わずに、防火水槽・プール・工業用水・池及び河川等を利用し、状況に応じて遠距離中継送水を実施する。</p>	<p>消防本部からの意見を反映</p>
<p>風-3-53</p>	<p>1) 伝達方法 ①～③ 略 ④ <u>携帯電話用</u>メールサービス「緊急情報サービス「ならしの」(住民用)」により、登録者に一斉配信する。 ⑤ 略 ⑥ 市ホームページ、緊急速報メール、Yahoo!防災速報、<u>ツイッター</u>、LINE、各種ソーシャルネットワーキングサービスなどの、その他の多様な情報ツールを活用し、住民への伝達を行う。</p>	<p>1) 伝達方法 ①～③ 略 ④ メールサービス「緊急情報サービス「ならしの」(住民用)」により、登録者に一斉配信する。 ⑤ 略 ⑥ 市ホームページ、緊急速報メール、Yahoo!防災速報、<u>X</u>、LINE、各種ソーシャルネットワーキングサービスなどの、その他の多様な情報ツールを活用し、住民への伝達を行う。</p>	<p>文言整理</p>
<p>風-3-54</p>	<p>(1) 避難所開設の判断 気象警報や土砂災害警戒情報等の発表状況、雨量や風速等の気象状況、被害の発生状況等を総合的に踏まえ、避難所開設の有無や開設する地域及び開設時期等について、本部長(市長)の判断により決定する。 避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、緊急速報メール、Yahoo!防災速報、<u>ツイッター</u>、LINE等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。</p> <p>(2) 避難所の開設 避難所を開設する場合は、あらかじめ定められた避難所に避難所配備職員(市職員)3名を派遣し、施設管理者や学校職員と連携して避難所を開設する。なお、避難所配備職員を指定していない公民館等の補助的な避難所については、施設管理者が対応に当たり、必要に応じて職員を派遣する。 避難所の開設に当たっては、避難所として施設が被災している可能性があるため、施設管理者、学校職員及び避難所配備職員は、まず施設の安全点検を実施し、施設の安全が確認された上で、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。</p>	<p>(1) 避難所開設の判断 気象警報や土砂災害警戒情報等の発表状況、雨量や風速等の気象状況、被害の発生状況等を総合的に踏まえ、避難所開設の有無や開設する地域及び開設時期等について、本部長(市長)の判断により決定する。 避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、緊急速報メール、Yahoo!防災速報、<u>X</u>、LINE等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。</p> <p>(2) 避難所の開設 避難所を開設する場合は、あらかじめ定められた避難所に避難所配備職員(市職員)4名を派遣し、施設管理者や学校職員と連携して避難所を開設する。なお、避難所配備職員を指定していない公民館等の補助的な避難所については、施設管理者が対応に当たり、必要に応じて職員を派遣する。 避難所の開設に当たっては、避難所として施設が被災している可能性があるため、施設管理者、学校職員及び避難所配備職員は、まず施設の安全点検を実施し、施設の安全が確認された上で、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。</p>	<p>文言整理</p> <p>地区対策支部職員及び避難所配備職員の配備人数の変更</p>

風-3-56	<p>2) ペットの対策</p> <p>ペットの避難所施設内への持ち込みは禁止する。ペットの同行避難に備え避難所の敷地内に収容場所を設けるが、ペットの保護及び飼養は原則飼い主の責任とする。また、トラブルが発生しないように避難所運営委員会でルール作りを行うとともに、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。</p>	<p>2) ペットの対策</p> <p>ペットの避難施設(体育館等)への持ち込みは禁止する。ペットの同行避難に備え避難所の敷地内に収容場所を設けるが、ペットの保護及び飼養は原則飼い主の責任とする。また、トラブルが発生しないように避難所運営委員会でルール作りを行うとともに、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。</p>	都市環境部からの意見を反映
風-3-57	<p>(1) 要配慮者への情報提供</p> <p>円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難及び避難指示等の情報、気象警報や気象情報等について、地域支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。</p> <p>また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障害のある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。</p>	<p>(1) 要配慮者への情報提供</p> <p>円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難及び避難指示等の情報、気象警報や気象情報等について、地域支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。</p> <p>また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障がいのある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。</p>	健康福祉部からの意見を反映
風-3-58	<p>■情報提供の手段</p> <p>1)～8) 略</p> <p>9) <u>ツイッター</u></p>	<p>■情報提供の手段</p> <p>1)～8) 略</p> <p>9) <u>X</u></p>	文言整理
風-3-60	<p>【対策の基本方針】</p> <p>・市が策定した「帰宅困難者支援マニュアル」や、千葉県が策定した「帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針(平成29年3月策定)」、国が策定した各種ガイドライン(平成24年9月10日)に基づき、帰宅困難者に対する支援を行う。</p>	<p>【対策の基本方針】</p> <p>・市が策定した「帰宅困難者支援マニュアル」や、千葉県が策定した「帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針(平成 29 年 3 月)」、国が策定した各種ガイドライン(平成 24 年 9 月)に基づき、帰宅困難者に対する支援を行う。</p>	文言整理
風-3-73	<p>(3) 食料の調達</p> <p>供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とし、できる限り高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク(調整粉乳)とするとともに、アレルギー等に対応した食料の調達も考慮する。</p> <p>食料は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に供給を要請する。確保が困難な場合は、千葉県に対して食料の供給を要請する。</p> <p>また、政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省生産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。</p>	<p>(3) 食料の調達</p> <p>供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とし、できる限り高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク(調整粉乳)とするとともに、アレルギー等に対応した食料の調達も考慮する。</p> <p>食料は、協定に基づき大型店連絡協議会、市内大型店に供給を要請する。確保が困難な場合は、千葉県に対して食料の供給を要請する。</p> <p>また、政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。</p>	関東農政局からの意見を反映

風-3-77	<p>■災害時重要路線(市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>通称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>習志野都市計画道路3・3・2号線 (市道00-002号線)</td> <td>まろにえ通り</td> </tr> <tr> <td>習志野都市計画道路3・3・3号線 (市道00-006号線)</td> <td>ふれあい橋通り</td> </tr> <tr> <td>習志野都市計画道路3・4・9号線 (市道00-004号線)</td> <td>市役所前通り</td> </tr> <tr> <td>(市道00-009号線)</td> <td>ハミングロード</td> </tr> </tbody> </table>	路線番号	通称	習志野都市計画道路3・3・2号線 (市道00-002号線)	まろにえ通り	習志野都市計画道路3・3・3号線 (市道00-006号線)	ふれあい橋通り	習志野都市計画道路3・4・9号線 (市道00-004号線)	市役所前通り	(市道00-009号線)	ハミングロード	<p>■災害時重要路線(市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>通称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>習志野都市計画道路3・3・2号線 (市道00-002号線)</td> <td>まろにえ通り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>習志野都市計画道路3・3・3号線 (市道00-006号線)</td> <td>ふれあい橋通り</td> <td>鷺沼～茜浜区間</td> </tr> <tr> <td>習志野都市計画道路3・4・9号線 (市道00-004号線)</td> <td>市役所前通り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(市道00-009号線)</td> <td>ハミングロード</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、下記の整備中の区間については、整備完了後に災害時重要路線に指定予定である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線番号</th> <th>整備区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>習志野都市計画道路3・3・3号線 (市道00-006号線)</td> <td>鷺沼台～鷺沼</td> </tr> <tr> <td>習志野都市計画道路3・4・4号線 (市道00-020号線)</td> <td>花咲～本大久保</td> </tr> <tr> <td>習志野都市計画道路3・4・8号線 (市道00-125号線)</td> <td>谷津</td> </tr> <tr> <td>習志野都市計画道路3・4・9号線 (市道00-126号線)</td> <td>鷺沼</td> </tr> <tr> <td>習志野都市計画道路3・4・11号線 (市道00-010号線)</td> <td>本大久保～鷺沼台</td> </tr> <tr> <td>習志野都市計画道路3・4・24号線 (市道00-127号線)</td> <td>鷺沼</td> </tr> </tbody> </table>	路線番号	通称	備考	習志野都市計画道路3・3・2号線 (市道00-002号線)	まろにえ通り		習志野都市計画道路3・3・3号線 (市道00-006号線)	ふれあい橋通り	鷺沼～茜浜区間	習志野都市計画道路3・4・9号線 (市道00-004号線)	市役所前通り		(市道00-009号線)	ハミングロード		路線番号	整備区間	習志野都市計画道路3・3・3号線 (市道00-006号線)	鷺沼台～鷺沼	習志野都市計画道路3・4・4号線 (市道00-020号線)	花咲～本大久保	習志野都市計画道路3・4・8号線 (市道00-125号線)	谷津	習志野都市計画道路3・4・9号線 (市道00-126号線)	鷺沼	習志野都市計画道路3・4・11号線 (市道00-010号線)	本大久保～鷺沼台	習志野都市計画道路3・4・24号線 (市道00-127号線)	鷺沼	都市環境部からの意見を反映
路線番号	通称																																									
習志野都市計画道路3・3・2号線 (市道00-002号線)	まろにえ通り																																									
習志野都市計画道路3・3・3号線 (市道00-006号線)	ふれあい橋通り																																									
習志野都市計画道路3・4・9号線 (市道00-004号線)	市役所前通り																																									
(市道00-009号線)	ハミングロード																																									
路線番号	通称	備考																																								
習志野都市計画道路3・3・2号線 (市道00-002号線)	まろにえ通り																																									
習志野都市計画道路3・3・3号線 (市道00-006号線)	ふれあい橋通り	鷺沼～茜浜区間																																								
習志野都市計画道路3・4・9号線 (市道00-004号線)	市役所前通り																																									
(市道00-009号線)	ハミングロード																																									
路線番号	整備区間																																									
習志野都市計画道路3・3・3号線 (市道00-006号線)	鷺沼台～鷺沼																																									
習志野都市計画道路3・4・4号線 (市道00-020号線)	花咲～本大久保																																									
習志野都市計画道路3・4・8号線 (市道00-125号線)	谷津																																									
習志野都市計画道路3・4・9号線 (市道00-126号線)	鷺沼																																									
習志野都市計画道路3・4・11号線 (市道00-010号線)	本大久保～鷺沼台																																									
習志野都市計画道路3・4・24号線 (市道00-127号線)	鷺沼																																									
風-3-80	<p>2 し尿の処理 (3) 収集体制の確立</p> <p>本市では、し尿処理施設を所有しておらず、市川市に処理を委託している。</p> <p>災害発生時は、し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の被害状況等を基に収集体制を検討し、収集車両及び収集作業員を確保する。</p> <p>し尿の処理は、平常時と同様の対応を原則とするが、施設の被害状況によっては、市川市以外の自治体等のし尿処理施設に受け入れを要請して、処理を行う。</p>	<p>2 し尿の処理 (3) 収集体制の確立</p> <p>本市では、し尿処理施設を所有しておらず、船橋市に処理を委託している。</p> <p>災害発生時は、し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の被害状況等を基に収集体制を検討し、収集車両及び収集作業員を確保する。</p> <p>し尿の処理は、平常時と同様の対応を原則とするが、施設の被害状況によっては、船橋市以外の自治体等のし尿処理施設に受け入れを要請して、処理を行う。</p>	都市環境部からの意見を反映																																							

風-3-83	<p>【対策の基本方針】</p> <p>ペットは避難所内への持ち込みは禁止するとともに、飼い主の自己責任にて給餌等を行うことを原則とする。</p>	<p>【対策の基本方針】</p> <p>ペットは避難施設(体育館等)への持ち込みは禁止するとともに、飼い主の自己責任にて給餌等を行うことを原則とする。</p>	都市環境部からの意見を反映
風-3-84	<p>(2)ペットへの対応</p> <p>避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。避難所施設内へのペットの持ち込みは禁止する。避難所の開設時には、避難所の敷地内にペットの収容場所を確保し、飼い主の責任においてペットを避難させる。</p> <p>避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、避難所運営委員会や千葉県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公有地を提供するとともに、その旨を飼い主に周知する。</p>	<p>(2)ペットへの対応</p> <p>避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。避難施設(体育館等)へのペットの持ち込みは禁止する。避難所の開設時には、避難所の敷地内にペットの収容場所を確保し、飼い主の責任においてペットを避難させる。</p> <p>避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、避難所運営委員会や千葉県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公有地を提供するとともに、その旨を飼い主に周知する。</p>	都市環境部からの意見を反映
風-3-90	<p>(2) 応急教育計画の作成</p> <p>校(園)長は、災害状況に迅速に対応できるようにするため、教育課程を変更するなど、応急の教育活動を行う。</p> <p>変更した教育課程については、教育委員会(学校教育部・生涯学習部)に報告し、速やかに保護者と児童等に周知徹底を図る。</p> <p>(3) 応急教育の実施</p> <p>災害発生時、又は発生が予想される場合には、必要に応じて、臨時休校(園)の措置をとる。</p> <p>応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。</p> <p>学校再開に合わせ、速やかに関係機関と協議し応急給食を実施する。特に、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。</p> <p>また、他市町村に避難する児童等については、就学手続きの臨時的措置をとる。</p>	<p>(2) 応急教育計画の作成</p> <p>校(園)長は、災害状況に迅速に対応できるようにするため、学校安全計画に基づき、応急の教育活動を行う。</p> <p>応急の教育活動の内容等については、教育委員会(学校教育部・生涯学習部)に報告し、速やかに保護者と児童等に周知徹底を図る。</p> <p>(3) 応急教育の実施</p> <p>災害発生時、又は発生が予想される場合には、必要に応じて、臨時休校(園)の措置をとる。</p> <p>応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。</p> <p>学校再開に合わせ、速やかに関係機関と協議し学校給食を実施する。特に、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。</p> <p>また、他市町村に避難する児童等については、就学手続きの臨時的措置をとる。</p>	学校教育部からの意見を反映

風-3-96	<p>(1)管渠の応急措置 1)～4)略 5)工事施工中の箇所においては、工事請負者に対して、二次災害の防止を図り、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて、現場要員、資機材等の補給を指示する。</p> <p>(4)災害時の広報 下水道施設の被害状況及び使用の制限、復旧の状況等の市民への広報は、防災行政無線(固定系)や緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、市ホームページ、Yahoo!防災速報、ツイッター、LINE、広報車など、可能な手段により行う。 また、広報の時期については、必要に応じて災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況等に合わせ、その都度実施する。</p>	<p>(1)管渠の応急措置 1)～4)略 5)工事施工中の箇所においては、受注者に対して、二次災害の防止を図り、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて、現場要員、資機材等の補給を指示する。</p> <p>(4)災害時の広報 下水道施設の被害状況及び使用の制限、復旧の状況等の市民への広報は、防災行政無線(固定系)や緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、市ホームページ、Yahoo!防災速報、X、LINE、広報車など、可能な手段により行う。 また、広報の時期については、必要に応じて災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況等に合わせ、その都度実施する。</p>	<p>企業局からの意見を反映</p> <p>文言整理</p>												
風-3-100	<p>【対策の項目・担当】</p> <table border="1" data-bbox="219 676 1057 906"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当(○主務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 鉄道</td> <td>○東日本旅客鉄道株式会社、○京成電鉄株式会社、○新京成電鉄株式会社、○協働経済部、本部事務局、総務部、政策経営部、都市環境部</td> </tr> <tr> <td>2. バス</td> <td>○京成バス株式会社、○新京成バス株式会社、○東洋バス株式会社、○都市環境部、総務部、政策経営部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当(○主務)	1. 鉄道	○東日本旅客鉄道株式会社、○京成電鉄株式会社、○新京成電鉄株式会社、○協働経済部、本部事務局、総務部、 政策経営部 、都市環境部	2. バス	○京成バス株式会社、○新京成バス株式会社、○東洋バス株式会社、○都市環境部、総務部、 政策経営部	<p>【対策の項目・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1084 676 1921 906"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当(○主務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 鉄道</td> <td>○東日本旅客鉄道株式会社、○京成電鉄株式会社、○新京成電鉄株式会社、○協働経済部、本部事務局、総務部、都市環境部</td> </tr> <tr> <td>2. バス</td> <td>○京成バス株式会社、○新京成バス株式会社、○東洋バス株式会社、○都市環境部、総務部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当(○主務)	1. 鉄道	○東日本旅客鉄道株式会社、○京成電鉄株式会社、○新京成電鉄株式会社、○協働経済部、本部事務局、総務部、都市環境部	2. バス	○京成バス株式会社、○新京成バス株式会社、○東洋バス株式会社、○都市環境部、総務部	<p>政策経営部からの意見を反映</p>
項目	担当(○主務)														
1. 鉄道	○東日本旅客鉄道株式会社、○京成電鉄株式会社、○新京成電鉄株式会社、○協働経済部、本部事務局、総務部、 政策経営部 、都市環境部														
2. バス	○京成バス株式会社、○新京成バス株式会社、○東洋バス株式会社、○都市環境部、総務部、 政策経営部														
項目	担当(○主務)														
1. 鉄道	○東日本旅客鉄道株式会社、○京成電鉄株式会社、○新京成電鉄株式会社、○協働経済部、本部事務局、総務部、都市環境部														
2. バス	○京成バス株式会社、○新京成バス株式会社、○東洋バス株式会社、○都市環境部、総務部														
風-4-7	<p>(4)減免 被災納税者等の申請に基づき、次のとおり減免する。</p> <table border="1" data-bbox="248 1062 1057 1182"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>減免の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>追加</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	税目	減免の内容	略		追加		<p>(4)減免 被災納税者等の申請に基づき、次のとおり減免する。</p> <table border="1" data-bbox="1113 1062 1921 1182"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>減免の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林環境税</td> <td>被災した納付義務者等の状況により免除する。</td> </tr> </tbody> </table>	税目	減免の内容	略		森林環境税	被災した納付義務者等の状況により免除する。	<p>協働経済部からの意見を反映</p>
税目	減免の内容														
略															
追加															
税目	減免の内容														
略															
森林環境税	被災した納付義務者等の状況により免除する。														

<p>風-4-8</p>	<p>(2)中小企業者への融資資金</p> <p>災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、「<u>天災融資制度</u>」、「<u>株式会社日本政策金融公庫による貸付制度</u>」、「<u>災害復旧貸付</u>」、「<u>高度化事業</u>」及び「<u>経営安定保障</u>」等、復旧に必要な資金並びに<u>事業費の融資</u>等の支援策について、習志野商工会議所等との連携を図り広報等を行う。なお、手続きに必要な事業主向け災証明書は、協働経済部で発行する。</p> <p>■中小企業への支援策</p> <p>1)<u>信用保証協会による融資の保証</u></p> <p>2)<u>災害対策緊急融資資金</u></p> <p>3)<u>習志野市中小企業経営安定化資金の融資等</u></p>	<p>(2)中小企業者への融資資金</p> <p>災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、「<u>災害復旧貸付</u>」、「<u>災害関係保証</u>」及び「<u>経営安定関連保証</u>」等、復旧に必要な資金等の支援策について、習志野商工会議所等との連携を図り広報等を行う。なお、手続きに必要な事業主向け災証明書は、協働経済部で発行する。</p> <p>■中小企業への支援策</p> <p>1)<u>災害復旧貸付((株)日本政策金融公庫)</u></p> <p>2)<u>セーフティネット資金(千葉県)</u></p> <p>3)<u>災害関係保証等(千葉県信用保証協会)</u></p> <p>4)<u>経営安定化資金(市融資制度)</u></p>	<p>協働経済部からの意見を反映</p>
<p>風-4-9</p>	<p>■農林漁業者への融資</p> <p>1)習志野市天災による被害農林漁業者に対する経営資金融通規則</p> <p>2)農林漁業金融公庫資金(<u>農業基盤整備資金</u>、農林漁業施設資金)</p> <p>3)天災融資資金(<u>経営資金</u>、<u>事業資金</u>)</p> <p>4)<u>県単災害融資資金</u>(経営安定資金、施設復旧資金)</p> <p>5)<u>県信用農業協同組合連合会融資資金(農業生産力の増進と生活向上の経営資金)</u></p> <p>12 雇用の確保</p> <p>船橋公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。また、<u>未払い賃金立替払制度等の支援制度</u>についての紹介等を行う。</p> <p>■<u>職業安定所</u>の職業の斡旋</p> <p>1)・2) 略</p> <p>3)<u>職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用</u></p> <p>4)<u>雇用保険の失業給付に関する特例措置</u></p>	<p>■農林漁業者への融資</p> <p>1)習志野市天災による被害農林漁業者に対する経営資金融通規則</p> <p>2)農林漁業金融公庫資金(<u>農林漁業セーフティネット資金</u>、農林漁業施設資金)</p> <p>3)天災融資資金(<u>経営安定資金</u>)</p> <p>4)<u>県単災害対策資金</u>(経営安定資金、施設復旧資金)</p> <p>削る</p> <p>12 雇用の確保</p> <p>船橋公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。</p> <p>また、<u>労働基準監督署が行っている、勤めていた企業が災害によって被害を受けたことなどにより倒産状態に至った場合に、国が企業に代わって未払賃金額の一部を立替払する未払賃金の建替払制度</u>の紹介等を行う。</p> <p>■<u>公共職業安定所</u>の職業の斡旋</p> <p>1)・2) 略</p> <p>削る</p> <p>3)<u>雇用保険の失業給付に関する特例措置</u></p> <p><u>災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができる。</u></p>	<p>協働経済部からの意見を反映</p>

風-4-10	<p>災害復興に向けた生活再建支援等について、掲示板への情報の掲示、災害広報紙の発行、市民説明会等の開催などにより、市民に対し、広く周知・広報を行う。</p> <p>広報の実施に当たっては、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、ケーブルテレビ、Yahoo!防災速報、<u>ツイッター</u>、LINE、各種ソーシャルネットワーキングサービスなども活用する。なお、広報手段の選択については、インターネット環境がない市民についても配慮するとともに、多様な広報手段を確保する。</p>	<p>災害復興に向けた生活再建支援等について、掲示板への情報の掲示、災害広報紙の発行、市民説明会等の開催などにより、市民に対し、広く周知・広報を行う。</p> <p>広報の実施に当たっては、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」(住民用)、ケーブルテレビ、Yahoo!防災速報、<u>X</u>、LINE、各種ソーシャルネットワーキングサービスなども活用する。なお、広報手段の選択については、インターネット環境がない市民についても配慮するとともに、多様な広報手段を確保する。</p>	文言整理
風-4-12	<p>(2)激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。<u>以下「激甚法」という。</u>)」の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。</p> <p>激甚の基準については、「激甚災害指定基準(昭和37年12月7日中央防災会議)」と「局地激甚災害指定基準(昭和43年11月22日中央防災会議)」の二つがあり、この基準により指定を受ける。</p> <p>また、千葉県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部署に提出するものとする。</p>	<p>(2)激甚災害に係る財政援助措置</p> <p>著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。</p> <p>激甚の基準については、「激甚災害指定基準(昭和37年12月中央防災会議)」と「局地激甚災害指定基準(昭和43年11月中央防災会議)」の二つがあり、この基準により指定を受ける。</p> <p>また、千葉県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部署に提出するものとする。</p>	文言整理